

# 11月26日は幌延町長選挙の投票日です

任期満了に伴う幌延町長選挙は、11月21日(火)に告示され、11月26日(日)に投票が行われます。

今後4年間の町政を担う、町民の代表を選ぶ大事な選挙です。誰からも強制されることなく、よく見、よく聞き、よく考えて、必ず投票しましょう。

## 選挙人名簿に登録されていますか？

今回の町長選挙で選挙権を有するには、次の条件を満たしていることが必要です。

- ① 日本国民であること
- ② 満20歳以上であること  
(昭和61年11月27日以前に生まれた方)
- ③ 引き続き3カ月以上幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に居住していること(平成18年8月19日以前に転入届をされている方)

さらに、投票するためには、選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」

に登録されていなければなりません。「選挙人名簿」は、住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。「選挙人名簿」の登録は、毎年4回行われますが、選挙のあるときは「選挙時登録」が行われます。

## こんな投票は無効です

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

投票用紙以外の用紙、例えば入場券や普通の紙、名刺などに候補者の氏名を書いて投票したもの。

2人以上の候補者の氏名を書いたもの。

候補者の氏名のほかに、他事を記載したもの。候補者の氏名を自書し

ないもの。例えば、ゴム印を使用したものなど。

## 期日前及び不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票日に行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票▼投票日前でも投票日と同じように投票を行うことができる  
(投票用紙を直接投票箱に入れることができる)制度です。

場所/幌延町選挙管理委員会(役場内)  
期間/11月22日(水) 25日(土)  
時間/午前8時30分～午後8時まで

不在者投票▼幌延町以外の市町村や病院などにおいて投票をする制度です。

場所/幌延町以外の市町村選挙管理委員会 または病院など  
郵便等で不在者投票をされる方は、速やかな手

続きをしないと投票日に間に合わないことがあります。

また他にも特別な事情により自分で投票することができない方のために「代理投票」「在宅投票」「点字投票」といった、いろいろな投票制度があります。

詳細につきましては、選挙管理委員会へお問い合わせください。

投票区	投票所	投票時間
第1投票区	上問寒生活改善センター	午前8時～午後4時
第2投票区	中間寒生活改善センター	午前8時～午後4時
第3投票区	問寒別公民館	午前7時～午後5時
第4投票区	開進集会所	午前8時～午後4時
第5投票区	上幌延生活改善センター	午前8時～午後4時
第6投票区	幌延町総合体育館	午前7時～午後7時
第7投票区	下沼寿の家	午前8時～午後4時

お問い合わせ先  
幌延町選挙管理委員会  
☎5-1111 (役場総務課内)